

29年度 公文書開示状況（6月決定分） 財務局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H29. 5. 25	H29. 6. 1	都立神代高等学校(28)体育館・武道場解体工事 都立千歳丘高等学校(28)校舎等解体工事（積算内訳書一式）	69	1														財務局建築保全部施設整備第二課	
2	H29. 5. 25	H29. 6. 2	小池知事、野田・宮地両特別秘書が公用アドレス以外のメールアドレスで送信し、副知事、特別秘書、知事部局全局長、特別顧問、特別参与、特別調査員が公用アドレスで受信したメールすべて（2016年8月1日～2017年5月25日）（財務局長分）					1											財務局経理部総務課	
3	H29. 5. 25	H29. 6. 2	旧都立大泉学園高等学校(28)解体工事 工事積算内訳書	72	1														財務局建築保全部施設整備第一課	
4	H29. 5. 25	H29. 6. 2	(1) 都立精神保健福祉センター・下谷分室(28)解体工事 (2) 東京都障害者総合スポーツセンター(28)洋弓道場解体工事 (3) 東京都東村山老人ホーム(28)熱管理棟ほか解体工事 工事積算内訳書	99	1														財務局建築保全部施設整備第一課	
5	H29. 5. 22	H29. 6. 5	庁有車運転日誌（野田特別秘書 平成29年1月1日から平成29年3月31日までの分） 庁有車運転日誌（野田特別秘書 平成29年4月1日から平成29年5月20日までの分）	93	1						1	1	1						(1) 車両番号 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより車両が特定され、警備上の支障を及ぼすと認められるため (2) 運転者の氏名、印影、備考欄等に記載された運転者の休暇取得時間及びその状況の分かる出退勤時間 ・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の安全や正常な生活が脅かされるおそれがあると認められるため ・東京都情報公開条例第7条第6号に該当 開示することにより専用車運行業務等、都の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	財務局経理部総務課
6	H29. 4. 7	H29. 6. 6	都立南花畑学園特別支援学校(仮称)(28)改築昇降機設備工事 予定価格調書、入札経過調書、参考図(図面)及び仕様書、積算内訳書	64	1														財務局建築保全部施設整備第二課	
7	H29. 4. 7	H29. 6. 6	都立南花畑学園特別支援学校(仮称)(28)改築昇降機設備工事 見積書	月整理番号6に含む				1			1	1	1						(7条2号) 見積提出担当者の役職、氏名及びメールアドレスは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため (7条3号) 法人における価格体系及び価格構成並びに個別の価格設定の概要が推測されることとなる情報である。これらの情報が競合他社等に提供されると、他社は価格交渉の資料としたり、自らの見積りを調整し、営業戦略上優位に立つ可能性があり、法人がその後の事業活動において不利な立場に置かれることとなるため (7条4号) 印影を公にすることにより、偽造等による犯罪予防のため	財務局建築保全部施設整備第二課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
8	H29.4.7	H29.6.6	①東京国際フォーラム(28)コンコースエレベータ設備改修工事 ②東京国際展示場(28)増築エスカレータ設備工事 ③東京国際展示場(28)増築エレベータ設備工事 ④東京都現代美術館(28)改修乗用エレベータ設備工事 ⑤東京国際展示場(28)増築動く歩道設備工事(その2) ⑥東京国際フォーラム(28)ガラス棟エレベータ設備改修工事 ⑦東京国際フォーラム(28)ガラス棟エスカレータ設備改修工事 ⑧東京国際フォーラム(28)ホールA、Bエスカレータ設備改修工事 予定価格調書、入札経過調書又は見積経過調書、特命理由書、参考図(図面)、仕様書及び積算内訳書	547	1														財務局建築保全部施設整備第一課
9	H29.4.7	H29.6.6	①東京国際フォーラム(28)コンコースエレベータ設備改修工事 ②東京国際展示場(28)増築エスカレータ設備工事 ③東京国際展示場(28)増築エレベータ設備工事 ④東京都現代美術館(28)改修乗用エレベータ設備工事 ⑤東京国際展示場(28)増築動く歩道設備工事(その2) ⑥東京国際フォーラム(28)ガラス棟エレベータ設備改修工事 ⑦東京国際フォーラム(28)ガラス棟エスカレータ設備改修工事 ⑧東京国際フォーラム(28)ホールA、Bエスカレータ設備改修工事 見積書	月整理番号9に含む		1					1	1	1					(7条2号) 見積提出担当者の役職、氏名及びメールアドレスは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため (7条3号) 法人における価格体系及び価格構成並びに個別の価格設定の概要が推測されることとなる情報である。これらの情報が競合他社等に提供されると、他社は価格交渉の資料としたり、自らの見積りを調整し、営業戦略上優位に立つ可能性があり、法人がその後の事業活動において不利な立場に置かれることとなるため (7条4号) 印影を公にすることにより、偽造等による犯罪予防のため	財務局建築保全部施設整備第一課
10	H29.5.25	H29.6.7	都庁第一本庁舎(25)改修工事 設計変更後(平成29年2月8日付)の積算内訳書一式	36	1													財務局建築保全部庁舎整備課	
11	H29.5.25	H29.6.8	以下の庁有車運転日誌 ・小池知事 平成28年8月2日から平成29年3月31日、平成29年4月1日から平成29年5月25日 ・安藤副知事 平成28年8月1日から平成29年3月31日、平成29年4月1日から平成29年5月25日 ・川澄副知事 平成28年8月1日から平成29年3月31日、平成29年4月1日から平成29年5月25日 ・中西副知事 平成28年8月1日から平成29年3月31日、平成29年4月1日から平成29年5月25日 ・山本副知事 平成28年8月1日から平成29年3月31日、平成29年4月1日から平成29年5月25日 ・野田特別秘書 平成28年8月2日から平成29年3月31日、平成29年4月1日から平成29年5月25日 ・宮地特別秘書 平成28年8月9日から平成29年3月31日、平成29年4月1日から平成29年5月25日	1473	1						1	1	1					(1) 車両番号 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより車両が特定され、警備上の支障を及ぼすと認められるため (2) 運転者の氏名、印影、備考欄等に記載された運転者の休暇取得時間及びその状況の分かる出退勤時間 ・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の安全や正常な生活が脅かされるおそれがあると認められるため ・東京都情報公開条例第7条第6号に該当 開示することにより専用車運行業務等、都の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	財務局経理部総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
12	H29. 5. 26	H29. 6. 9	庁有車運転日誌 (小池知事 平成28年11月14日から平成29年3月31日までの分) 庁有車運転日誌 (小池知事 平成29年4月1日から平成29年5月26日までの分) 庁有車運転日誌 (野田特別秘書 平成28年11月14日から平成29年3月31日までの分) 庁有車運転日誌 (野田特別秘書 平成29年4月1日から平成29年5月26日までの分) 庁有車運転日誌 (宮地特別秘書 平成28年11月14日から平成29年3月31日までの分) 庁有車運転日誌 (宮地特別秘書 平成29年4月1日から平成29年5月26日までの分)	419	1													(1) 車両番号 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより車両が特定され、警備上の支障を及ぼすと認められるため (2) 運転者の氏名、印影、備考欄等に記載された運転者の休暇取得時間及びその状況の分かる出退勤時間 ・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の安全や正常な生活が脅かされるおそれがあると認められるため ・東京都情報公開条例第7条第6号に該当 開示することにより専用車運行業務等、都の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	財務局経理部総務課
13	H29. 5. 31	H29. 6. 9	都庁舎(28)電話機新設・移設等工事(単価契約)の積算内訳書一式及び特記仕様書	12	1													財務局建築保全部庁舎整備課	
14	H29. 6. 9	H29. 6. 12	維持保全業務積算標準	7	1													財務局建築保全部工務課	
15	H29. 6. 2	H29. 6. 16	東京都障害者総合センター(28)改修及び増築電気設備工事 工事積算内訳書	103	1													財務局建築保全部施設整備第一課	
16	H29. 6. 6	H29. 6. 16	東部地域病院(28)ろ過設備その他改修工事 工事積算内訳書	21	1													財務局建築保全部施設整備第一課	
17	H29. 6. 6	H29. 6. 16	都立墨東病院(28)ろ過設備その他改修工事 工事積算内訳書	19	1													財務局建築保全部施設整備第一課	
18	H29. 6. 6	H29. 6. 16	東京都小笠原水産センター(28)水処理設備改修工事 工事積算内訳書	13	1													財務局建築保全部施設整備第一課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
19	H29. 6. 16	H29. 6. 20	(1) 都立府中療育センター(28)改築空調設備工事 (2) 東京都現代美術館(28)改修空調設備工事 (3) 東京都障害者総合スポーツセンター(28)改修及び増築空調設備工事 工事積算内訳書	124	1															財務局建築保全部施設整備第一課	
20	H29. 4. 27	H29. 6. 22	都庁舎(24)ブラインド改修工事に係る工事内訳書一式、仕様書及び図面					1												当該公文書は平成24年度に作成された3年保存の公文書であるため、平成28年度に廃棄済みであり、現在は存在しない。	財務局建築保全部庁舎整備課
21	H29. 4. 27	H29. 6. 22	都庁舎(28)鋼製建具金物等改修工事の工事内訳書一式、仕様書及び図面並びに都庁舎(28)内部改修その他工事その2の仕様書及び図面	785	1							1		1						工事内訳書一式及び特記仕様書内のセキュリティ管理に関する箇所について、条例7条4号及び6号に該当。都庁舎のセキュリティ侵害等による犯罪予防のため。また、都の行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることで当該事務又は事業の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあるため。 特記仕様書及び図面のうち対象階について、条例7条4号及び6号に該当。都庁舎のセキュリティ侵害等による犯罪予防のため。また、都の行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることで当該事務又は事業の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあるため。	財務局建築保全部庁舎整備課
22	H29. 6. 19	H29. 6. 22	東京都職員平野三丁目住宅(29)改修工事 工事積算内訳書	71	1															財務局建築保全部施設整備第一課	
23	H29. 6. 19	H29. 6. 22	東京都職員平野三丁目住宅(29)改修工事 工事積算内訳書	71	1															財務局建築保全部施設整備第一課	
24	H29. 6. 20	H29. 6. 22	都立神代高等学校(29)校舎棟改築工事(積算内訳書一式)	83	1															財務局建築保全部施設整備第二課	
25	H29. 4. 26	H29. 6. 23	格付け取得に係る契約書	2	1							1	1							手数料等として支払った金額を含む契約案件は、二者間の合意に基づき、個別に設定されたものであり、その性質上公開を前提とされているものではない。この情報が開示されると、相手方が機密情報として取り扱っている事業運営上重要な営業戦略が同業他社に知られ、相手方の競争上の地位を著しく損なうと認められるため(条例第7条第3項に該当)。 契約相手方の印影は、偽造等による犯罪予防のため(条例第7条第4号に該当)。	財務局主計部公債課
26	H29. 6. 16	H29. 6. 26	都立王子地区特別支援学校(仮称)(28)増築及び改修空調設備工事(積算内訳書一式)	40	1															財務局建築保全部施設整備第二課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
				総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにすることで、非開示情報を開示してしまうことになるためあるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として非開示としたのか、該当する項目に「1」を記入しています。

東京都情報公開条例第7条第1号：法令秘情報

第2号：個人情報

第3号：事業活動情報

第4号：犯罪の予防・捜査等情報

第5号：審議・検討又は協議に関する情報

第6号：行政運営情報

第7号：任意提供情報

第8号：特定個人情報

第9号：死者の個人番号

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名又はそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。